

# 消費生活 サポーター 通信

平成30年度  
第2号



## 今月のテーマ

### もうけ話にご注意!



## 事例

仕事を辞めてしまったので何か収入を得たいと思い、様々なビジネス情報が掲載されたインターネットサイトに登録したところ、そのサイトの運営業者から「5,000名の中からあなたが選ばれた」と連絡がきた。

「必ずもうかる投資情報を送る」というので、契約金30万円を支払った。

しかし1ヵ月を過ぎて何も届かず、業者とも連絡がとれない。今は契約を取り消したい。(40代女性)



## アドバイス

「必ずもうかる投資情報を教える」などと言われ高額な前払金を支払った後、業者と連絡が取れなくなった、といったトラブルの相談が県内の消費生活センターに寄せられています。

## トラブルを防ぐポイント

### ①必ずもうかるという話は信用しない

うまい話には裏があると警戒しましょう。

### ②高額な前払金の支払いは要注意

支払った後、連絡が取れなくなるかもしれません。

### ③よく分からない投資に安易に手を出さない

悪質業者は、仮想通貨など世の中で話題のニュースを利用します。

十分な知識や情報もないまま投資話に手を出さないようにしましょう。



## ◆ご相談は...

消費者ホットライン 局番なし ☎188 (お近くの消費生活センターにつながります)

青森県消費生活センター ☎017-722-3343 (土日祝も相談受付中!)



青森県消費生活センター  
マスコットキャラクター  
テルミちゃん  
(Tel. Me)